

第10回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年3月28日（金曜日）
午後5時00分（受付開始 午後4時30分）

開催場所

東京都渋谷区神宮前1丁目1-10
SCC千駄ヶ谷コミュニティセンター

※昨年と会場が異なりますので、
末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少
並びに剰余金の処分の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件

雨風太陽

株式会社雨風太陽

証券コード：5616

証券コード 5616

2025年3月13日

(電子提供措置の開始日 2025年3月6日)

株 主 各 位

岩手県花巻市大通一丁目1番43-2
花巻駅構内

株式会社雨風太陽

代表取締役社長 高 橋 博 之

第10回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般当会社第10回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第10回定時株主総会招集ご通知」及び「第10回定時株主総会その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://ame-kaze-taiyo.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年3月27日(木曜日)午後7時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- I. 日 時** 2025年3月28日(金曜日) 午後5時00分(受付開始 午後4時30分)
(開催時刻が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。)
- II. 場 所** SCC千駄ヶ谷コミュニティセンター B1F サークルホール
(東京都渋谷区神宮前1-1-10)
(今回は、当社の本店所在地であります岩手県花巻市にて開催させていただきましたが、本株主総会におきましては、より多くの株主の皆様にご出席いただきますよう上記会場で開催することといたしました。ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。)
- III. 目的事項**
- 報 告 事 項** 第10期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)事業報告及び計算書類の内容の報告の件
- 決 議 事 項**
- 第1号議案** 定款一部変更の件
- 第2号議案** 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
- 第3号議案** 取締役6名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使方法についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

事前の議決権行使をいただく場合

書面による議決権行使

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後7時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

「スマート行使」によるご行使

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後7時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

インターネットによるご行使

行使期限

2025年3月27日（木曜日）
午後7時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、
議決権行使ウェブサイト
<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

当日ご出席いただく場合

株主総会へ出席



株主総会開催日時

2025年3月28日（金曜日） 午後5時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

■ 議決権行使について



0120-652-031

(9:00～21:00)

■ 其他のご照会



0120-782-031

(平日9:00～17:00)

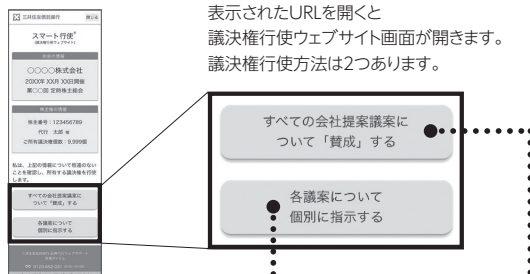
「スマート行使」によるご行使

① スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

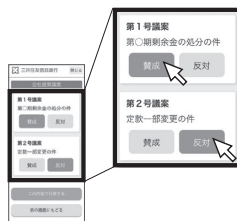
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード※」をスマートフォンカタブレット端末で読み取ります。



② 議決権行使ウェブサイトを開く

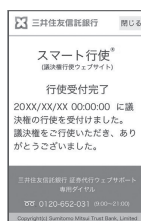


③ 各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

④ 全ての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ
「この内容で行使する」ボタン
を押して行使完了！

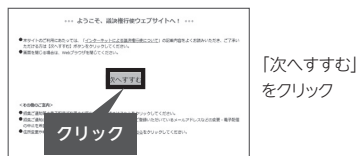
！ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード※を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

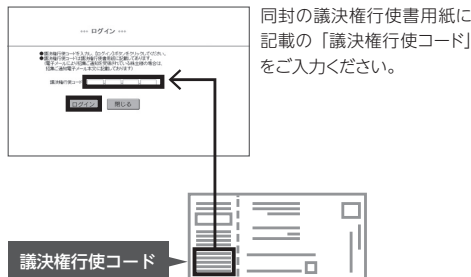
※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによるご行使

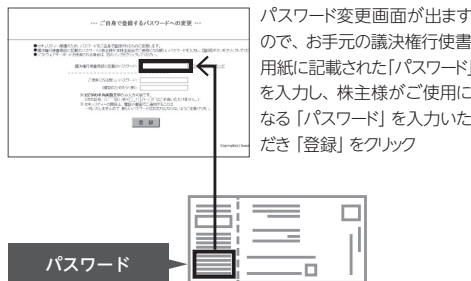
① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



② ログインする



③ パスワードを入力する



以降は画面の案内に従って
賛否をご登録ください。

＜株主様向けライブ配信のご案内＞

本株主総会につきましては、株主の皆様がご自宅等でご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を実施いたします。ライブ配信をご利用いただく場合には、事前登録が必要となりますので、以下のご案内を確認の上、お申し込みをいただけますようお願い申し上げます。

1. ライブ配信日時

2025年3月28日（金曜日）午後5時から本株主総会終了時まで
（同日午後4時30分頃よりアクセス可能です。）

2. お申し込み・ご視聴方法

お申し込みフォーム：<https://forms.gle/mpeJTcG6Z6UcMa246>

＜必要事項＞

メールアドレス、氏名、株主番号

＜お申し込み受付期間＞

2025年3月6日(木)～2025年3月21日(金)

- ① 上記のお申し込みフォームより、必要事項をご入力の上、お申し込みをお願いいたします。
- ② ご本人様確認の終了後、Zoomウェビナーへの出席情報（アクセスURL、ID、パスワード等）を事務局よりメールにてご案内いたします。※事前にZoomアカウントの取得をお願いいたします。
- ③ 本株主総会当日に、お送りしたアクセスURLよりご参加ください。

3. ご留意事項

- ◎ ライブ配信ではご質問、議決権行使等を承ることはできません。議決権につきましては、インターネット又は書面により事前にご行使いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主様におけるZoomアカウントの登録、Zoomクライアントのインストール等につきましては、当社ではサポートいたしかねますので株主様ご自身で行っていただきますよう、お願いいたします。
- ◎ 当日は安定した配信に努めてまいりますが、通信環境の影響により、ライブ配信の映像・音声の乱れ及び一時中断等の通信障害並びに配信のタイムラグ等が発生する場合がございます。これら通信障害により株主様が被った不利益について、一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
- ◎ ライブ配信当日、株主様の環境等の問題と思われる原因での接続不良・遅延・音声のトラブルにつきましてはサポートいたしかねますので、予めご了承ください。
- ◎ ご視聴いただく際の接続料金及び通信料等は株主様のご負担となります。
- ◎ 映像や音声データの第三者への提供や公開での上映、転載・複製及びログイン方法を第三者に伝えることは禁じさせていただきます。
- ◎ 当日は、ご出席の株主様のプライバシー保護に十分配慮し、議長及び当社役職員を中心にライブ配信させていただきますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込む場合がございます。予めご了承くださいようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第 1 号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 経営理念をより明確にするため、前文を新設するものであります。
- ② 経営理念を実現するため、事業内容をより明確にするとともに、事業領域の拡大及び多様化を図るべく、「目的」（第 2 条）の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

現行定款	変更案
(新設)	(前文) 当社は、都市と地方の分断という社会課題を、事業活動を通じて解決することを決意し、設立されたものである。掲げた旗は、「都市と地方をかきまぜる」。その考え方の新しくて太いところは、都市のいいところと地方のいいところをフラットに見て再配列し、互いの課題を解決しながらこれまでにない価値を一緒に生み出すところにある。 当社は、都市と地方の分断を解消し、都市と地方が連帯する持続可能な社会を未来につなぐために存在し、その存在意義がすべてに優先することを確認する。従って、都市と地方を精神的、経済的につなげ、関係人口を創出するためのあらゆる事業を行う責務を有する。都市住民、地方住民が連帯することで、国の安定的存立の基盤の確立を実現すべく、全力を尽くすことを誓う。

(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) ポータルサイトの企画及び運営業務 (2) インターネットなどの電気通信情報網、カタログを利用した通信販売業務 (3) インターネットビジネスに関するコンサルティング業務、広告業務及び広告代理店業務 (4) インターネット、映像、出版、印刷物等の各種メディアの企画・制作・編集・発行及び販売業務 (5) 企業・地方公共団体等へのコンサルティング業務並びにシステム開発・運用・保守、各種セミナー、研修の企画及び実施業務 (6) 農業関連資材の販売及び農業コンサルティング業務 (7) 食品の加工、製造販売及び輸出入業務 (8) 飲食店、ホテル等宿泊施設、文化施設、スポーツ施設、農業体験施設の経営業務 (9) 電力の販売、管理等に関する業務 (10) 発電システムの販売及び代理販売に関する業務 (11) 旅行業 (12) 農畜作物の生産、加工、販売 (13) 前各号に付帯関連する一切の事業	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1 関係人口の創出に関する一切の事業 2 以下の許認可、登録等を要する事業 (1) 農業、林業、畜産業、漁業及び水産業 (2) 飲食料品の製造、加工、仕入、卸売、販売及び輸出入 (3) 酒類の製造、販売及び輸出入 (4) 飲食店の経営 (5) 旅行業 (6) 一般貨物自動車運送業、特定貨物自動車運送業、貨物軽自動車運送業並びに貨物利用運送業 (7) ホテル、旅館、簡易宿泊所、その他宿泊施設の経営 (8) 住宅宿泊事業法に基づく住宅宿泊事業、住宅宿泊管理業及び住宅宿泊仲介業 (9) 温泉施設、浴場施設の経営 (10) 介護保険法による施設サービス事業、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、及びその他の居宅サービス事業 (11) 保育所の経営 (12) 建築工事業 (13) 倉庫業 (14) 不動産の売買、賃貸、管理及び仲介 (15) クラウドファンディング事業 (16) ベンチャーへの投資及び投資ファンドの運営 (17) 金銭の貸付、その代理及び貸借の媒介並びに保証 (18) 仮想通貨の保有及び運用並びに投資事業 (19) 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業 (20) 各種損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務 (21) 有料職業紹介事業及び労働者派遣業 (22) 外国人労働者のための職業紹介業務及び人材派遣業務 (23) 古物営業法による古物商 (24) ドローン操縦者の教育機関の運営、ドローンによる空撮・点検・監視・測量・運搬・散布等の業務及びドローンに係る人材派遣業務並びに関連機器の開発販売 3 その他適法な一切の事業
--	--

第2号議案

資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

1. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的

現在生じている繰越利益剰余金の欠損を補填し、財務体質の健全化を図るとともに、今後の資本政策の柔軟性と機動性を確保することを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたく存じます。

具体的には、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これをその他資本剰余金に振り替えるとともに、会社法第452条に基づき、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、増加後のその他資本剰余金の全額を繰越利益剰余金に振り替え、繰越利益剰余金の欠損填補に充当するものであります。

2. 資本金及び資本準備金の額の減少に関する事項

(1) 減少する資本金及び資本準備金の額

2025年2月27日時点の資本金の額625,853,612円のうち、279,861,252円を減少し、345,992,360円といたく存じます。また、2025年2月27日時点の資本準備金の額425,853,612円のうち、425,853,612円を減少し、0円といたく存じます。

なお、当社が発行している新株予約権が、資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生日までに行使された場合、資本金及び資本準備金の額並びに減少後の資本金及び資本準備金の額が変動いたします。

(2) 資本金及び資本準備金の減少方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金及び資本準備金の額の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

3. 剰余金の処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 705,714,864円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 705,714,864円

4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分が効力を生ずる日

2025年6月2日（予定）

第3号議案

取締役6名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行えるよう取締役を2名減員し、取締役6名（うち社外取締役3名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
1	た か は し ひ ろ ゆ き 高 橋 博 之 (1974年7月31日生)	2006 年 3 月 岩手県議会議員 2013 年 5 月 NPO法人東北開墾 代表理事(現任) 2014 年 4 月 一般社団法人日本食べる通信リーグ 代表理事 2015 年 2 月 当社 設立代表取締役 2025 年 1 月 当社 代表取締役社長(現任)	213,250株
	【取締役候補者とした理由】 高橋博之氏は、NPO法人東北開墾を経て2015年2月の当社設立以来、代表取締役として当社の経営の指揮を執り、2025年1月からは代表取締役社長として、企業価値の向上に貢献しております。当社創業者としての強い理念とリーダーシップは当社の更なる成長に今後も必要と考え、引き続き取締役候補者いたしました。		
2	ご ん ど う ひ ろ き 権 藤 裕 樹 (1994年10月27日生)	2017 年 4 月 総務省 入省 2021 年 7 月 当社 取締役C2C事業部門(C2Cコマース部門)部門長 2025 年 1 月 当社 代表取締役副社長兼事業統括部門長(現任)	—
	【取締役候補者とした理由】 権藤裕樹氏は、2021年7月の取締役就任以来、C2Cコマース部門の担当役員として成長を牽引してまいりました。2025年1月からは代表取締役副社長兼事業統括部門長に選任されており、今後同氏の豊富な経験と高い見識は当社の更なる成長と企業価値の向上に必要なであると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
3	おおつか たいぞう 大塚 泰 造 (1977年 3 月 27日生)	2000年 3 月 株式会社ムーサ・ドットコム 代表取締役 2005年 12月 スポーツ・イノベーション株式会社 代表取締役 2006年 10月 沖縄バスケットボール株式会社 代表取締役 2008年 7 月 株式会社フラッグ取締役(現任) 2011年 3 月 ドリーム・アーキテクト株式会社 代表取締役(現任) 2013年 5 月 NPO法人東北開墾 理事(現任) 2014年 4 月 一般社団法人日本食べる通信リーグ 理事 2014年 12月 KAKAXI,Inc. CEO 2015年 2 月 当社 取締役 2019年 4 月 株式会社KAKAXI 代表取締役 2021年 4 月 株式会社マイシエルパ 取締役就任(現任) 2021年 7 月 当社 取締役社長室(人流創出部門)部門長 2025年 1 月 当社 取締役コーポレート部門長(現任)	133,750株
【取締役候補者とした理由】 大塚泰造氏は、高橋氏とともに、NPO法人東北開墾を経て2015年2月の当社設立時点で取締役に就任し、社長室及び人流創出部門の担当役員として成長を牽引してまいりました。今後も同氏の豊富な経験と高い見識は、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献に必要であると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
4	な が た あ き ひ こ 永 田 暁 彦 (1982年12月6日生)	2007年4月 株式会社インスパイア 入社 2010年4月 株式会社ユーグレナ 取締役 2013年10月 株式会社ユーグレナインベストメント(現株式会社Eu&L) 取締役 2014年12月 合同会社ユーグレナSMBC日興リバネスキャピタル(現 合同会社リアルテックジャパン) 代表業務執行役 2014年12月 株式会社ユーグレナインベストメント(現株式会社Eu&L)代表取締役社長 2015年2月 当社 取締役(現任) 2017年12月 株式会社インティメート・マージャー 取締役(現任) 2018年6月 オリエンタルエアブリッジ株式会社 取締役 2019年4月 青森大学 客員准教授(現在) 2021年1月 株式会社Q-Partners 取締役 2021年2月 キューサイ株式会社 取締役 2021年10月 株式会社ユーグレナ 取締役代表執行役員CEO 2022年7月 株式会社はこ 取締役 2023年1月 大脇肥糧株式会社 取締役 2023年3月 株式会社Eu&L 代表取締役(現任) 2023年4月 リアルテックホールディングス株式会社(現UntroD Capital Japan株式会社) 代表取締役(現任) 2023年7月 株式会社ヘラルボニー 経営顧問(現任) 2024年1月 株式会社ユーグレナ 取締役 2024年9月 サグリ株式会社 取締役(現任)	51,000株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 永田暁彦氏は、上場企業の代表取締役としての経験を有し、また、複数の企業の社外取締役にも就任しており、経営に関する豊富な知識と経験をもとに当社の事業運営に適切な監督・助言をいただいております。当社の経営体制の更なる強化と企業価値の向上に必要であると判断し、引き続き社外取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社の株式数
5	しみず としき 清水 俊 樹 (1983年4月14日生)	2007年4月 株式会社インスパイア 入社 2016年4月 学校法人東京富士大学 客員教授 2017年4月 PT SHICHIYO MERGONOTO MAKMUR 取締役 2018年5月 Mynews Kineya Sdn. Bhd. 取締役(現任) 2018年6月 GK Asia Sdn. Bhd. 取締役(現任) 2018年12月 当社 取締役(現任) 2019年3月 株式会社インスパイアPNBパートナーズ 取 締役(現任) 2019年6月 株式会社インスパイア 取締役(現任) 2019年8月 希七祥(上海)食品机械有限公司 董事(現任) 2021年6月 株式会社インスパイア・インベストメント 取締役(現任) 2024年7月 株式会社チャンピオンカレー 取締役(現任) 2024年9月 SORABITO株式会社 取締役(現任)	—
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 清水俊樹氏は、多くの会社の取締役を務めており、経営に関する豊富な知識と経験をもとに当社の事業運営に適切な監督・助言をいただいております。当社の経営体制の更なる強化と企業価値の向上に必要であると判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。			
6	こばし しやうじろう 小 橋 正次郎 (1982年4月28日生)	2007年4月 株式会社テレウェイヴリンクス(現 株式会 社アイフラッグ) 入社 2008年5月 小橋工業株式会社 入社 2008年7月 小橋金属株式会社 取締役 2008年7月 コバシ倉庫株式会社 取締役 2008年8月 小橋工業株式会社 取締役 2009年8月 小橋金属株式会社 代表取締役社長(現任) 2012年7月 コバシ倉庫株式会社 代表取締役社長(現任) 2015年7月 小橋工業株式会社 代表取締役専務 2016年10月 小橋工業株式会社 代表取締役社長(現任) 2017年7月 KOBASHI HOLDINGS株式会社 代表取締 役社長(現任) 2018年12月 当社 取締役(現任) 2020年2月 KOBASHI ROBOTICS株式会社 代表取締役 社長(現任)	293,550株 (注9)
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 小橋正次郎氏は、企業経営者としての豊富な知識と経験を有しており、それをもとに当社の事業運営に適切な監督・助言をいただいております。当社の経営体制の更なる強化と企業価値の向上に必要であると判断し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 永田暁彦氏、清水俊樹氏及び小橋正次郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 永田暁彦氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって10年1ヶ月です。
4. 清水俊樹氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって6年3ヶ月です。
5. 小橋正次郎氏の社外取締役就任年数は、本総会終結の時をもって6年3ヶ月です。
6. 当社は、取締役候補者永田暁彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
7. 当社は、永田暁彦氏、清水俊樹氏及び小橋正次郎氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合当該契約は継続されます。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しております。被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役であり、当該保険契約の内容は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。なお、保険料は全額当社が負担しております。
9. 所有する当社の株式数には、小橋正次郎氏が実質的に支配している小橋工業株式会社及びKOBASHI HOLDINGS株式会社が保有する株式数も含んでおります。

以 上

事業報告

自 2024年 1月 1日

至 2024年12月31日

I 株式会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度における我が国経済は、雇用や所得環境の改善による個人消費の持ち直しに加えて、各種政策効果やインバウンド需要の高まりにより、緩やかな回復基調となりました。一方で、原材料や資材価格の高止まりや物流コスト高騰による物価上昇に加え、不安定な為替の変動等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況下において、当社は、民泊、農泊や古民家泊など、ユニークな宿泊体験を提供する宿泊予約サイト「STAY JAPAN」を運営する株式会社百戦錬磨を2024年9月に関連会社化しました。これにより、当社の持つ全国約8,500名の生産者ネットワークと、約1,500件の宿泊施設が登録されている「STAY JAPAN」を活用し、生産者の下での体験と現地での宿泊を組み合わせたユニークなサービスを提供することで、インバウンド需要を取り込むだけでなく、更なる地方の活性化と持続可能性の向上に貢献していきます。

個人向け食品関連サービスについては、CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」を利用する生産者は約8,500名、利用するユーザー数は82万人を突破しました。2024年4月に販売手数料を23%に変更し収益力の向上に努めてまいりました。さらに、複数の生産者の商品を食べ比べしたいというニーズに応じた食べ比べのセット商品や旬の品目を味わい尽くす短期間のサブスクリプション商品を複数販売し、流通額の拡大を図ってまいりました。また、運営の効率化も進めることで、販売管理費の削減を実現しており、サービスとしての収益力を向上しております。

企業・自治体向けサービスについては、CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」の基盤を活かし、一次製品の販売促進を目的としたサービスに加えて、移住定住の促進や関係人口の拡大を目的としたセミナーやツアー等も受託し、実施しました。結果として、当期は44自治体との連携を行い、連携自治体数は前期より4自治体増加しました。また、2024年4月にはココホレジャパン、同年9月には百戦錬磨と提携を開始し、ソリューション開発を進めました。2024年10月に新規事業として立ち上げた結婚相談所「ちほ婚！」も含め、事業承継や農泊、婚活など、新たなテーマでの地域の社会的課題の解決にも努めてまいります。

個人向け旅行関連サービスの「ポケマルおやこ地方留学」は、夏季は全国12箇所で開催プログラムを催行し、前年の5拠点開催より7拠点増加し、年間では171家族、421名が参加しました。事業開始後3年目を終え、ツアーグランプリ2024 国土交通大臣賞を受賞するな

ど、関係人口創出型の旅行プログラムとして社会的にも高く評価されました。

この結果、当事業年度の業績は、売上高1,016,159千円(前年同期比6.2%増)、営業損失161,330千円(前年同期は229,514千円の営業損失)、経常損失160,490千円(前年同期は181,658千円の経常損失)、当期純損失163,866千円(前年同期は182,523千円の当期純損失)となりました。

なお、当社は、関係人口創出セグメントの単一セグメントで事業運営を行っているためセグメント別の記載を省略しておりますが、個人向け食品関連サービス、企業・自治体向けサービス、個人向け旅行関連サービスの3種類のサービスに分類することができ、当事業年度の売上は、個人向け食品関連サービス710,509千円、企業・自治体向けサービス261,986千円、個人向け旅行関連サービス43,663千円となっております。

また、当社が主要な経営指標と置いているインパクト指標については、サービス開始より、①顔の見える流通総額は累計で約108億5,399万円、②コミュニケーション数は累計で1,110万3,796件、③都市住民が生産現場で過ごした延べ日数は累計で6,313日となっております。

2. 設備投資等の状況

該当事項はありません。

3. 資金調達の状況

当社は、東京証券取引所グロース市場上場に伴うオーバーアロットメントによる売出に関連した第三者割当増資により、2024年1月17日に総額60,030千円の資金調達を行いました。

4. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2024年9月に株式会社百戦錬磨の株式を取得し、同社は当社の持分法適用関連会社となりました。

なお、当社は連結子会社が存在しないため、連結計算書類は作成しておりませんが、関連会社に持分法を適用した場合の影響額を「持分法損益等に関する注記」に注記しております。

5. 対処すべき課題

(1) ポケットマルシェの拡大

「ポケットマルシェ」が売上の面において中心となるサービスであるとともに、登録している生産者と消費者が他のサービスの基盤となっていることから、当サービスが当社において重要な位置付けとなります。そのため、当サービスの認知度向上による新規消費者の獲得や既存消費者のリテンション率を向上することが必要であり、SEO、広告やクーポンといったマーケティング施策により継続して拡大を進めてまいります。また、生産者や消費者の利用するプロダクトのユーザビリティ向上にも引き続き努めてまいります。

(2) サービス展開の加速

当社は、「ポケットマルシェ」を軸として事業展開を行ってまいりました。依然として当サービスの比率が高い状態が継続しております（個人向け食品関連サービスの売上高比率は2022年12月期83.2%、2023年12月期66.7%、2024年12月期69.9%）。中長기에 亘って成長するために、「ポケットマルシェ」に続く柱を確立していくことが重要であると考えております。

(3) 優秀な人材の採用と育成

今後の事業拡大及び収益基盤の拡充にあたり、優秀な人材の確保及びその定着を図ることは引き続き重要であると考えております。

当社のミッションや事業内容に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、社内の環境整備や仕組みの構築を進めてまいります。

(4) 経営管理と内部管理体制の強化

当社の更なる成長のためには、事業拡大に応じた内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。今後もより一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(5) 財務上の課題

当社は過年度において継続的な事業成長を図るため、サービスに関する開発や体制強化に伴う人員増強への投資を行った結果として、当事業年度まで営業赤字かつ営業活動によるキャッシュ・フローのマイナスが継続しております。CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」は、プラットフォーム型のビジネスであることから、売上高に占める費用の割合の逡減とともに収益性は高まっているものの、事業全体の成長を通じて当期純利益の黒字化を図っていくことが重要な課題と認識しております。

6. 財産及び損益の状況の推移

区分	2021年度 第7期	2022年度 第8期	2023年度 第9期	2024年度 第10期 (当事業年度)
売上高 (千円)	445,311	635,988	956,517	1,016,159
経常損失 (△) (千円)	△564,844	△321,313	△181,658	△160,490
当期純損失 (△) (千円)	△568,220	△322,178	△182,523	△163,866
1株当たり当期純損失 (△) (円)	△363.14	△204.79	△103.14	△67.92
総資産 (千円)	606,443	683,547	1,290,715	1,042,916
純資産 (千円)	163,753	133,039	449,828	345,949
1株当たり純資産額 (円)	103.58	79.24	191.17	143.22

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額は銭未満を四捨五入して表示しております。
2. 1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づいて算出しております。
3. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）に基づいて算出しております。
4. 当社は2023年9月2日付で普通株式1株につき250株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産額を算定しております。

7. 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

事業区分	事業内容
関係人口創出事業	CtoCプラットフォーム「ポケットマルシェ」の運営、自治体・企業との協業案件の実施、ポケマルおやこ地方留学の実施、結婚相談所「ちほ婚！」の運営

8. 主要な営業所（2024年12月31日現在）

名称	所在地
本店	岩手県花巻市大通一丁目1番43-2 花巻駅構内
東京オフィス	東京都渋谷区千駄ヶ谷3-26-5 金子ビル3F

9. 従業員の状況（2024年12月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減数
37名	△2名

（注）従業員数には、派遣社員、パートタイマー及びアルバイトは含まれておりません。

10. 主要な借入先（2024年12月31日現在）

借入先	借入残高
株式会社日本政策金融公庫	200,000千円
株式会社岩手銀行	90,000千円

11. 企業の現況に関するその他の重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ 会社の株式に関する事項（2024年12月31日現在）

1. 発行可能株式総数 : 7,627,000株

2. 発行済株式の総数 : 2,415,550株（自己株式50株を含む）

（注）2024年1月17日を払込期日とするオーバーアロットメントによる当社株式の売出に関する第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が62,500株増加しております。

3. 当事業年度末の株主数 : 2,868名

4. 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
PNB-INSPiRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合	316,750株	13.11%
小橋工業株式会社	244,500株	10.12%
高 橋 博 之	213,250株	8.83%
株式会社丸井グループ	166,750株	6.90%
大 塚 泰 造	133,750株	5.54%
本 間 勇 輝	65,250株	2.70%
永 田 暁 彦	51,000株	2.11%
KOBASHIHOLDINGS株式会社	47,800株	1.98%
株式会社リバネス	47,800株	1.98%
株式会社電通グループ	35,500株	1.47%

（注）持株比率は、自己株式（50株）を控除して計算しております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第2回新株予約権	第6回新株予約権
発行決議日		2018年5月28日	2020年7月10日
新株予約権の数		40個	10個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 10,000株 (新株予約権1個につき250株)(注)1	普通株式 2,500株 (新株予約権1個につき250株)(注)1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		200,000円(1株当たり800円)(注)1	450,000円(1株当たり1,800円)(注)1
権利行使期間		2020年5月29日～2028年5月28日	2022年7月11日～2030年7月10日
行使の条件		(注)2、3	(注)2、3
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数	30個
		目的となる株式数	7,500株
	社外取締役	保有者数	2名
		新株予約権の数	10個
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	目的となる株式数	2,500株
		保有者数	1名
	社外取締役	新株予約権の数	10個
		目的となる株式数	2,500株
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	保有者数	1名
		新株予約権の数	190個
	社外取締役	目的となる株式数	47,500株
		保有者数	4名
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数	10個
		目的となる株式数	2,500株
	社外取締役	保有者数	2名
		新株予約権の数	10個
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	目的となる株式数	2,500株
		保有者数	2名
	社外取締役	新株予約権の数	10個
		目的となる株式数	2,500株
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	保有者数	2名
		新株予約権の数	10個
	社外取締役	目的となる株式数	2,500株
		保有者数	2名

(注) 1. 2023年9月2日付で実施した株式分割(普通株式1株につき250株に分割)に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されて

おります。

2. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(注3)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、(注3)に定める取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間、及び株式公開から6か月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。

- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
- (5) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合

- ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
- ⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
- ⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (6) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (7) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

		第9回新株予約権	第10回新株予約権
発行決議日		2022年11月16日	2023年2月21日
新株予約権の数		240個	30個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 60,000株 (新株予約権1個につき250株)(注)1	普通株式 7,500株 (新株予約権1個につき250株)(注)1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない	新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		765,000円(1株当たり3,060円)(注)1	765,000円(1株当たり3,060円)(注)1
権利行使期間		2024年11月17日～2032年11月16日	2025年2月22日～2033年2月21日
行使の条件		(注)2、3	(注)2、3
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 240個 目的となる株式数 60,000株 保有者数 5名	新株予約権の数 30個 目的となる株式数 7,500株 保有者数 1名
	社外取締役	—	—

(注)1. 2023年9月2日付で実施した株式分割(普通株式1株につき250株に分割)に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(注3)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、(注3)に定める取得事由が生じた本新株予約権の行使は認め

- られないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間、及び株式公開から6か月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
 - (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。
3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。
- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。)について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。)に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各保有者と当該第三者との間で成立した場合(株式交付による場合を除く。)には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (4) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (5) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。)の取締役又は監査役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - (6) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同

じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合

- ⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (7) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。)において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
 - ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (8) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

		第12回新株予約権
発行決議日		2023年8月25日
新株予約権の数		129個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 32,250株 (新株予約権1個につき250株)(注) 1
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		450,000円(1株当たり1,800円)(注) 1
権利行使期間		2025年8月26日～2033年8月25日
行使の条件		(注) 2、3
役員の保有状況	取締役(社外取締役を除く)	新株予約権の数 129個 目的となる株式数 32,250株 保有者数 3名
	社外取締役	—

(注) 1. 2023年9月2日付で実施した株式分割(普通株式1株につき250株に分割)に伴い、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

2. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりです。

- (1) 本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について(注3)に定める取得事由が発生していないことを条件とし、(注3)に定める取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (2) 権利者は、当社の株式のいずれかの金融商品取引所への上場(以下「株式公開」という。)がなされるまでの期間、及び株式公開から6か月が経過する日までの期間は、本新株予約権を行使することはできないものとする。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りでない。
- (3) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

3. 当社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件は、以下のとおりです。
- (1) 当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下これらを総称して「組織再編行為」という。))について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会の承認決議(株主総会決議に替えて総株主の同意が必要である場合には総株主の同意の取得、そのいずれも不要である場合には、取締役会の決議)が行われたときは、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (2) 当社の発行済株式総数の過半数の株式について、同時又は実質的に同時に特定の第三者(当社の株主を含む。))に移転する旨の書面による合意が、当該株式の各所有者と当該第三者との間で成立した場合(株式交付による場合を除く。))には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (3) 当社を株式交付子会社とする株式交付による株式譲渡について法令上若しくは当社の定款上必要な当社の承認が行われた場合、又はかかる株式交付の効力発生日が到来した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (4) 当社の株主による株式等売渡請求(会社法第179条の3第1項に定義するものを意味する。)を当社が承認した場合には、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。
 - (5) 権利者が下記のいずれの身分とも喪失した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社又は当社の子会社(会社法第2条第3号に定める当社の子会社を意味し、以下単に「子会社」という。))の取締役
 - ② 当社又は子会社の使用人
 - ③ 顧問、アドバイザー、コンサルタントその他名目の如何を問わず当社又は子会社との間で委任、請負等の継続的な契約関係にある者
 - (6) 次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 権利者が禁固以上の刑に処せられた場合
 - ② 権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。ただし、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。
 - ③ 権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合
 - ④ 権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - ⑤ 権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合
 - ⑥ 権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合
 - ⑦ 権利者につき解散の決議が行われた場合
 - ⑧ 権利者が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。)であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合
 - ⑨ 権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
 - (7) 権利者が当社又は子会社の取締役又は使用人の身分を有する場合(本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。))において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、未行使の本新株予約権を無償で取得することができる。

- ① 権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合
- ② 権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (8) 当社は相続の対象とならなかった本新株予約権を無償で取得することができる。この場合、会社法第273条第2項又は第274条第3項に基づく新株予約権者に対する通知は、権利者の法定相続人のうち当社が適切と判断する者に対して行えば足りるものとする。但し、法令の解釈によりかかる通知が不要とされる場合には、通知を省略して本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

3. その他新株予約権等に関する重要な事項

2023年3月3日開催の取締役会決議に基づき発行した第11回新株予約権は、2024年6月28日に本新株予約権者である株式会社日本政策金融公庫がその全部を放棄したことに伴い、全て消滅しました。

Ⅳ 株式会社の会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等（2024年12月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
高 橋 博 之	代表取締役	NPO法人東北開墾代表理事
大 塚 泰 造	取締役 人流創出部門長	株式会社フラッグ取締役 ドリーム・アーキテクト株式会社代表取締役 NPO法人東北開墾理事 株式会社マイシエルバ取締役
岡 本 敏 男	取締役 法人営業部門長	—
権 藤 裕 樹	取締役 C2Cコマース部門長	—
相 澤 まどか	取締役 コーポレート部門長	—
永 田 暁 彦	社外取締役	株式会社インティメート・マージャー取締役 株式会社Eu&L代表取締役 UntroD Capital Japan株式会社代表取締役 サグリ株式会社取締役
清 水 俊 樹	社外取締役	Mynews Kineya Sdn. Bhd.取締役 GK Asia Sdn. Bhd.取締役 株式会社インスパイアPNBパートナーズ取締役 株式会社インスパイア取締役 株式会社インスパイア・インベストメント取締役 株式会社チャンピオンカレー取締役 SORABITO株式会社取締役
小 橋 正次郎	社外取締役	小橋金属株式会社代表取締役社長 コバシ倉庫株式会社代表取締役社長 小橋工業株式会社代表取締役社長 KOBASHI HOLDINGS株式会社代表取締役社長 KOBASHI ROBOTICS株式会社代表取締役社長
野 尻 瑠 璃	社外監査役（常勤）	野尻瑠璃公認会計士事務所所長
大久保 和 樹	社外監査役（非常勤）	NEXAGE法律事務所パートナー弁護士
吉 田 正 通	社外監査役（非常勤）	株式会社Warranty technology代表取締役CEO 株式会社ホリプロ・グループ・ホールディングス取締役

- （注） 1. 取締役永田暁彦氏、清水俊樹氏及び小橋正次郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役野尻瑠璃氏、大久保和樹氏及び吉田正通氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役永田暁彦氏、監査役野尻瑠璃氏、大久保和樹氏及び吉田正通氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役野尻瑠璃氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役大久保和樹氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであ

ります。

6. 監査役大貫美穂氏は、2024年3月28日開催の第9回定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

7. 2025年1月1日付で次のとおり異動がありました。

氏名	地位及び担当	
	変更前	変更後
高 橋 博 之	代表取締役	代表取締役社長
権 藤 裕 樹	取締役 C2Cコマース部門長	代表取締役副社長 兼 事業統括部門長
大 塚 泰 造	取締役 人流創出部門長	取締役 コーポレート部門長
岡 本 敏 男	取締役 法人営業部門長	取締役 法人事業本部長
相 澤 まどか	取締役 コーポレート部門長	取締役

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役永田暁彦氏、取締役清水俊樹氏、取締役小橋正次郎氏、監査役野尻瑠璃氏、監査役大久保和樹氏及び監査役吉田正通氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。被保険者の範囲は、当社の取締役及び監査役であり、当該保険契約の内容は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものであります。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

4. 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 （人）
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	48,587 (2,700)	48,587 (2,700)	— (—)	— (—)	8 (3)
監査役 （うち社外監査役）	10,500 (10,500)	10,500 (10,500)	— (—)	— (—)	4 (4)

- (注) 1. 取締役の支給額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記の監査役の支給人員には、2024年3月28日開催の第9回定時株主総会の終結の時をもって
退任した監査役1名を含んでおります。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬額は、2023年3月30日開催の第8回定時株主総会において年額240,000千円以内（ただし、使用人兼務役員の使用人としての給与は含まない。）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は8名です。

監査役の報酬額は、2023年8月30日開催の臨時株主総会において年額30,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）です。

③ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。

2. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

イ 基本報酬の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準も考慮しながら、総合的に勘案して決定することとしております。

□ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、前年度の予算達成度合いに応じて算出された額を当年度の月額報酬に按分して支給することとしております。

ハ 非金銭報酬等に関する事項

非金銭報酬等は、新株予約権とし、取締役の中長期的に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると同時に株主との一層の価値共有を進めることを目的としております。決定に際しては、中長期的な経営環境・見通しを鑑み、役位、職責等に応じて適切な時期に支給するものとし、取締役会で詳細を決定することとしております。

二 基本報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬等は、上記の「基本報酬」「業績連動賞与等」及び「非金銭報酬等」で構成されており、その割合に関しては、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合とする方針としております。

3. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会がその具体的内容を決定するものとしております。

5. 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
永 田 暁 彦	社外取締役	株式会社インティメート・マージャー取締役 株式会社Eu&L代表取締役 UntroD Capital Japan株式会社代表取締役 サグリ株式会社取締役
清 水 俊 樹	社外取締役	Mynews Kineya Sdn. Bhd.取締役 GK Asia Sdn. Bhd.取締役 株式会社インスパイアPNB/パートナーズ取締役 株式会社インスパイア取締役 株式会社インスパイア・インベストメント取締役 株式会社チャンピオンカレー取締役 SORABITO株式会社取締役
小 橋 正次郎	社外取締役	小橋金属株式会社代表取締役社長 コバン倉庫株式会社代表取締役社長 小橋工業株式会社代表取締役社長 KOBASHI HOLDINGS株式会社代表取締役社長 KOBASHI ROBOTICS株式会社代表取締役社長
野 尻 瑠 璃	社外監査役（常勤）	野尻瑠璃公認会計士事務所所長
大久保 和 樹	社外監査役（非常勤）	NEXAGE法律事務所パートナー弁護士
吉 田 正 通	社外監査役（非常勤）	株式会社Warranty technology代表取締役CEO 株式会社ホリプロ・グループ・ホールディングス取締役

（注） 小橋工業株式会社、KOBASHI HOLDINGS株式会社及び株式会社ホリプロ・グループ・ホールディングスは当社の株主であります。また、株式会社インスパイアPNBパートナーズを無限責任組合員とするPNB-INSPIRE Ethical Fund 1 投資事業有限責任組合は、当社の株主であります。それ以外の兼職先と当社の間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

1. 取締役 永田暁彦

当事業年度に開催された取締役会15回に全て出席いたしました。経営者としての幅広い知識と経験から意思決定の妥当性・適切性を確保するための発言を適宜行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。

2. 取締役 清水俊樹

当事業年度に開催された取締役会15回に全て出席いたしました。投資家としての幅広い知識と経験から意思決定の妥当性・適切性を確保するための発言を適宜行っております。投資家としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。

3. 取締役 小橋正次郎

当事業年度に開催された取締役会15回に全て出席いたしました。経営者としての幅広い知識と経験から意思決定の妥当性・適切性を確保するための発言を適宜行っております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知識に基づき、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。

4. 監査役 野尻瑠璃

社外監査役就任後に開催された取締役会11回に、また、監査役会11回の全てに出席いたしました。公認会計士としての幅広い知識と経験から、意思決定の妥当性・適切性を確保するための発言を適宜行っております。

5. 監査役 大久保和樹

当事業年度に開催された取締役会15回に、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。弁護士としての幅広い知識と経験から、意思決定の妥当性・適切性を確保するための発言を適宜行っております。

6. 監査役 吉田正通

当事業年度に開催された取締役会15回に、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。他社での取締役・監査役経験者としての幅広い知識と経験から、意思決定の妥当性・適切性を確保するための発言を適宜行っております。

V. 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2. 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	27,000千円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容を踏まえ、会計監査人が算定した報酬見積りの根拠が適切であるかどうかについて検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

3. 非監査業務の内容

当社は、EY新日本有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査役会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

Ⅵ 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は内部統制システムを早期に整備し、経営の透明性と健全性を維持し、迅速な経営判断による各種施策を効率的に執行するため、当社における基本方針として、以下の内容の取締役会決議を行っております。

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、善良なる管理者の注意をもって、忠実にその職務を執行する。また、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 2. 他の業務部門から独立した内部監査人は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに改善を促すことにより、コンプライアンス体制の適正を確保する。
 3. 法令違反その他法令、定款、社内規程上の疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、「コンプライアンス規程」に従って適切に対応する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 1. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」「情報セキュリティ基本規程」等に従い、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的記録により保存・管理する。
 2. 取締役は、必要に応じこれらの文書等を閲覧できる。
- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 当社は「リスクマネジメント規程」を定め、当社において発生する可能性のあるリスクの未然防止に関して、管理体制を構築・維持し、発生リスクへの対応・抑止に係る機能を整備する。
 2. 不測の事態が発生した場合には、代表取締役はリスク対応体制を発動し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ確な対応を行い、損失の拡大を防止するものとする。
 3. 内部監査人は各部門のリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1. 当社の取締役会の手続及び権限範囲等を「取締役会規程」で明確にし、定期的開催される取締役会で、当社の取締役の職務の状況を報告する。
 - 2. 当社の取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織の業務分掌を明確にする「業務分掌規程」、及び使用人の職務執行における責任権限を明確にする「職務権限規程」を定める。
 - 3. 経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」等に基づき、当社の取締役会において当社の中期経営計画を策定する。当社の中期経営計画の進捗状況及び推進結果は、定期的に、当社の取締役会に報告するものとする。また、原則として事業年度毎に1回、当社の取締役会において中期経営計画のローリング（終期の更新と内容の見直し）を行う。
- ⑤ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 1. 監査役は、監査業務について、補助すべき使用人を置く必要がある場合、使用人を指定することができる。
 - 2. 当該使用人については、取締役及び業務執行者からの独立性を確保するとともに、監査役は、使用人の権限、使用人の属する組織、指揮命令権、人事異動や人事評価についての監査役の同意権等使用人の独立性確保に必要な事項を十分検討する。
 - 3. 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑥ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制
 - 1. 当社の監査役は、重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議に出席し、必要に応じて文書を閲覧し、当社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - 2. 当社の取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務の執行状況、経営状況のうち重要な事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、法令・定款違反に関する事項、その他重要な事項を報告する。
- ⑦ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - 1. 当社は、監査役への報告や相談を行った者に対して、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「内部通報者保護規程」に明文化するとともに、当社の取締役及び使用人に周知徹底する。

- ⑧ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 1. 当社は、監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1. 監査役は、代表取締役と定期的にミーティングを行い、会社運営に関する意見の交換等を行う。
 - 2. 監査役は、内部監査人と緊密に連携をとり定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて監査法人や弁護士その他外部専門家を活用できる。
- ⑩ 反社会的勢力に向けた基本的な考え方とその整備状況
 - 1. 「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し、いかなる名目の利益供与も行わず、また、反社会的勢力からの不当要求に対し屈することなく毅然とした態度で対応を図ることを徹底する。
 - 2. 必要に応じて警察や弁護士等外部の専門機関と連携を取り、反社会的勢力に関する情報収集・社内体制の整備を強化する。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①取締役会

取締役会は、原則として毎月1回定期的に開催し、経営の最高意思決定機関として、重要な経営事項の審議及び意思決定を行うほか、必要に応じ、臨時取締役会を開催することとなっております。

取締役会では、法令及び定款に定めのあるもののほか経営に関する重要な意思決定を行っており、各取締役から担当する業務執行の状況報告を行わせることで情報共有に努めております。取締役会は、代表取締役 高橋博之を議長として、取締役 大塚泰造、取締役 岡本敏男、取締役 権藤裕樹、取締役 相澤まどか、社外取締役 永田暁彦、社外取締役 清水俊樹、社外取締役 小橋正次郎の8名で構成されております。また、取締役会には監査役が毎回出席し取締役の業務執行の状況の監査を行っております。

②監査役会

当社の監査役会は、原則として月に1回開催しているほか、必要に応じ、臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令、定款及び「監査役監査基準」に基づき、取締役会への意思決定の適法性について意見交換するほか、常勤監査役による各事業部門に対する監査役監査の結果報告に基づき、協議・意見交換をしております。また、原

則として監査役の全員が定時取締役会及び臨時取締役会に出席しており、取締役の業務執行について適宜意見を述べるとともに、取締役へのヒアリングを行い、情報を収集しております。

監査役会は、常勤監査役 野尻瑠璃を議長として、社外監査役 大久保和樹、社外監査役 吉田正通の3名で構成されています。3名全員が社外監査役であり、うち公認会計士1名、弁護士1名を含みます。

③経営会議

経営会議は、迅速な意思決定や機動的な業務執行を図ることを目的として、社内取締役及び常勤監査役に加え、必要に応じて経営会議が指名した者で構成されています。経営会議は、原則として毎週1回開催しているほか、必要に応じて臨時経営会議を開催しております。経営会議では、取締役会へ付議される事項を含む重要な事項に関する討議、各取締役の担当する業務に関する情報共有等をする機関としての役割を果たしております。

④内部監査

当社では独立した内部監査担当部署は設置しておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査人が会社の業務及び財産の実態を監査し、経営の合理化及び能率の増進を図るため、内部監査を運用しています。なお、内部監査人は自己の所属する部門の監査をすることができないものとしており、代表取締役が他部門又は社外から担当者を任命し、相互に牽制する体制としております。各監査役及び外部監査人とも連携し、経営改善が図れるよう指摘事項の適時適切な指摘と改善報告の実施を行っています。

⑤会計監査人

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、独立の立場から会計監査を受けております。

⑥リスク・コンプライアンス委員会

当社では財務報告に係る内部統制の基本規程及びリスクマネジメント規程に基づき、代表取締役を議長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、法令等の遵守の観点から、財務報告に係る内部統制の整備並びに運用が適切に行われ、財務報告に虚偽記載の発生するリスクが管理されているかどうかを監督しているほか、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図っております。

リスク・コンプライアンス委員会は、代表取締役 高橋博之を委員長として、取締役 大塚泰造、取締役 岡本敏男、取締役 権藤裕樹、取締役 相澤まどか、常勤社外監査役 野尻瑠璃、人事総務部長及びその他必要と認めた部長・関係者で構成されております。

3. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収への対応方針は導入しておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元につきましては、重要な経営課題として認識しております。

現在、当社はいまだ成長過程にあると認識しており、当面は内部留保の充実に注力する方針であります。内部留保資金につきましては、サービスの収益力強化のためのプラットフォーム開発や優秀な人材の採用育成等に充当し、なお一層の事業拡大を実現することで将来における安定的かつ継続的な利益還元に繋がるものと考えております。

今後の剰余金の配当につきましては、各期の営業成績と内部留保のバランスを勘案し株主に対して利益還元を実施していく方針です。現時点においては配当実施の可能性及びその時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としております。配当の決定機関としては、機動的な利益還元ができるよう取締役会決議でも剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、当社は、取締役会の決議により一事業年度に1回、毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

貸 借 対 照 表

2024年12月31日現在

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資 産 の 部】		【負 債 の 部】	
流 動 資 産	(941,318)	流 動 負 債	(492,086)
現 金 及 び 預 金	543,391	買 掛 金	33,211
売 掛 金	164,891	短 期 借 入 金	90,000
商 品	51	未 払 金	103,307
仕 掛 品	1,333	未 払 費 用	38,187
貯 蔵 品	85	未 払 法 人 税 等	6,945
前 払 費 用	12,971	未 払 消 費 税 等	12,068
未 収 入 金	216,957	契 約 負 債	2,221
そ の 他	1,657	預 り 金	205,103
貸 倒 引 当 金	△21	そ の 他	1,042
固 定 資 産	(101,597)	固 定 負 債	(204,879)
有 形 固 定 資 産	(5,985)	長 期 借 入 金	200,000
建 物 (純 額)	0	資 産 除 去 債 務	4,879
建物附属設備 (純額)	1,527		
車両運搬具 (純額)	4,135	負 債 合 計	696,966
工具、器具及び備品 (純額)	322		
無 形 固 定 資 産	(3,845)	【純資産の部】	
商 標 権	3,845	株 主 資 本	(345,949)
投資その他の資産	(91,767)	資 本 金	(625,853)
投 資 有 価 証 券	15,000	資 本 剰 余 金	(425,853)
関 係 会 社 株 式	23,400	資 本 準 備 金	425,853
関 係 会 社 社 債	30,000	利 益 剰 余 金	(△705,714)
出 資 金	10	そ の 他 利 益 剰 余 金	(△705,714)
敷 金	5,004	繰 越 利 益 剰 余 金	△705,714
差 入 保 証 金	15,133	自 己 株 式	(△42)
長 期 前 払 費 用	3,219		
資 産 合 計	1,042,916	純 資 産 合 計	345,949
		負債及び純資産合計	1,042,916

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

自 2024年 1 月 1 日
至 2024年12月31日

(単位：千円)

科 目		金 額	
売 上 高			1,016,159
売 上 原 価			354,857
売 上 総 利 益			661,302
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			822,632
営 業 損 失 (△)			△161,330
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	110		
受 取 手 数 料	5,518		
ポ イ ン ト 還 元 収 入	1,249		
雑 収 入	1,647		8,526
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	4,404		
チ ャ ー ジ バ ッ ク 損 失	2,456		
上 場 関 連 費 用	48		
雑 損 失	777		7,685
経 常 損 失 (△)			△160,490
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)			△160,490
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,376		3,376
当 期 純 損 失 (△)			△163,866

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年2月26日

株式会社雨風太陽
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 根本 知香
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 本間 愛雄
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社雨風太陽の2024年1月1日から2024年12月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められませんでした。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められませんでした。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月26日

株式会社雨風太陽 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 野 尻 瑠 璃 ㊟

社外監査役 大久保 和 樹 ㊟

社外監査役 吉 田 正 通 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都渋谷区神宮前1丁目1-10
SCC千駄ヶ谷コミュニティセンター



交通：電車

JR線原宿駅 竹下口から徒歩約6分

地下鉄副都心線 北参道駅2出口から徒歩約6分

地下鉄千代田線、副都心線 明治神宮前駅から徒歩約8分

バス

池86 千駄ヶ谷小学校前 3分 早81 原宿外苑中学校前 2分

ハチ公バス 神宮前二丁目 6分